

## 北マリアナ諸島への入国（境）について（隔離措置の一部変更）

北マリアナ諸島政府は、北マリアナ諸島（以下 CNMI）への入国（境）に際し、隔離措置免除の手順を一部変更しました。なお、同措置は随時変更される可能性がありますので、北マリアナ諸島政府からの情報入手に努めてください（ウェブサイト：[www.governor.gov.mp](http://www.governor.gov.mp)）。

新型コロナウイルス情報ライン：287-0046/287-1089/287-0489（月曜日から金曜日 午前 7:30 から午後 4:30）

下記の条件を全て満たすことにより、14 日間の隔離措置は実施されませんが、入国（境）前に実施した PCR 検査の陰性証明を携行していたとしても、当地到着時の PCR 検査に同意することが求められます。

- (1) 事前オンライン登録：CNMI 到着の遅くとも 3 日前までに下記の URL より申請用紙（CNMI Mandatory Declaration Form）を記入してください。

<https://governor.gov.mp/covid-19/travel/>

- (2) 監視システムへの登録：御自身が選択した方法により、“Sara Alert System” から少なくとも 14 日間は毎日通知がありますので、これに回答し、自己隔離に努めてください（上記申請用紙を提出すると自動的に登録されます。）。

- (3) 2 度の PCR 検査の実施：到着時及び到着から 5 日後の PCR 検査による検体の採取に同意してください。

- ① 要職者（下記リストにおいて対象になっている者

<http://www.cisa.gov/critical-infrastructure-sectors>）及び

CNMI 居住者：PCR 検査の陰性を証明する文書を持っている場合、到着時の PCR 検査及び 5 日目の PCR 検査を行い、2 度目の検査において陰性の結果が出るまでは自宅若しくは隔離施設において自主隔離。

文書の提示がない場合は、到着時の PCR 検査及び 5 日後の PCR 検査を行い、2 度目の検査において陰性の結果が出るまでは政府指定の隔離施設において隔離となります。

- ② CNMI 非居住者：PCR 検査の陰性を証明する文書を持っている場合、到着時の PCR 検査及び 5 日後の PCR 検査を行い、2 度目の検査において陰性の結果が出るまでは、滞在先若しくは政府指定の隔離施設において自主隔離。

文書の提示がない場合には、到着時の PCR 検査及び 5 日目の PCR 検査を行い、2 度目の検査において陰性の結果が出るまでは政府指定の隔離施設において隔離となります。

なお、必要な費用は自己負担となります（新型コロナウイルス特別対策本部指定の隔離施設滞在費（400 米ドル/日）、及び検査費用として上限 300 米ドルが必要となります。）。

- PCR 検査の陰性を証明する文書とは：（①渡航者の氏名、検査機関名、検査日、検査結果（到着時から遡り 3～6 日以内のもの）の記載があるもの、②全て英語で記載されていること）を提示する必要があります。
  - ① 検体が鼻腔・口腔咽頭で採取、検査されたもの（血液・唾液検査は不可）であること。
  - ② 医療機関名だけでなく検査機関名の表記があること。
  - ③ 検体が採取された日時の記載があること。
  - ④ 検査方法が RT-PCR（reverse transcription PCR）であること。
  - ⑤ FDA による緊急使用許可（Emergency Use Authorization）の下、検査したものであることを証明する表記があること。
  
- 自主隔離とは：不要不急の外出はせず自宅に待機し、人との接触を最小限にするとともに、手洗い、接触した部分の消毒、社会的距離の保持（6 フィート以上）、マスクの着用を行ってください。